

くろいし景観資産募集・応募要項

第1（目的）

この要項は、黒石の景観資源であるくろいし景観資産を広く市民から提案を受けのために必要な事項を定めたものである。

第2（用語の定義）

この要項で使用する用語の定義は、黒石市景観づくり条例第2条によるものとする。

第3（募集等）

市は、くろいし景観資産を募集するにあたり、次に定める事項を実施することとする。

- （1）市ホームページへ掲載するなど、広く周知すること
- （2）募集期間を2か月以上設けること
- （3）集客力の高い施設にチラシ等を配置すること

第4（応募等）

くろいし景観資産を提案できる資格を有する者は、黒石市景観づくり条例第2条に規定する者とする。

2 くろいし景観資産の応募については、次のとおりとする。

- （1）募集期間内に提案すること
- （2）道路等誰でも立ち入ることができる場所から見えるものであること
- （3）現存するものであること